

社会福祉法人早苗会 定款施行細則

(第 23 回理事会承認)

第 1 章 総 則

(根拠)

第 1 条 この社会福祉法人早苗会 定款施行細則（以下「細則」という）は、社会福祉法人 早苗会 定款（以下「定款」という）第 9 条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第 2 条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる早苗保育園施設の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項並びに理事長、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする

(基本理念)

第 3 条 定款第 1 条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち、民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第 4 条 定款第 9 条第 1 項の規定による理事会の決定事項は、別表 1 のとおりとする。

2 定款第 9 条第 1 項ただし書きに基づく理事長（並びに施設長）の職務権限については、別表 2 のとおりとする。

3 規定、規則等の制定改廃にかかる議決、審議分掌については、別表 3 のとおりとする。

(理事の意思表示)

第 5 条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第 9 条第 6 項の規定による意思の表示を、欠席理由を明らかにした上で、別紙 1 の様式により行うことができるものとする。

(職務の代理)

第 6 条 定款 10 条の規定による理事長に事故ある時、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。

第 2 章 理 事 会

(理事会の招集)

第 7 条 理事会の開催時期は、①予算 ②決算 ③補正予算、事業経過報告とし、年間 3 回以上開催することを原則とする。

2 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1 週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。

ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(資料の提出)

第 8 条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1 週間前までに、これを提出するものとする。

(開会及び閉会)

第9条 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第10条 理事会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したのものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第11条 理事会における単純多数決(過半数で決定)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決(3分の2以上で決定)要件の議案については、議長は、最初から議決権を行使するものとする。

(議事録等)

第12条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議事録署名人(2名の選出)
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事署名人の署名又は記名捺印、その年月日

第3章 監事

(理事会等への出席)

第13条 監事は、原則として理事会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第14章 定款11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上、「監事監査規定」を作成するものとする。なお、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充等

(役員欠員補充)

第15条 役員に欠員が生じた場合は、概ね3カ月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第16条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期(概ね1年)にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となる。このことを各理事は、留意すること。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第17条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は、前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。

第18条 法人の役員であった者は、業務上知りえた個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は、不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第19条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成26年10月25日から施行する。

別表1 (細則第4条第1項関係)

理事会要議決事項一覧

議 決 事 項	過半数議決	2/3以上の議決
予算、決算、補正予算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○
定款の変更		○
合併		○
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○
重要事項で理事会において必要と認める事項		○
公益事業に関する事項		○
収益事業に関する事項		○
社会福祉事業にかかる許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の認可を受ける事項	○	
定款細則、経理規定等 社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○	
施設長の任免、その他重要な人事	○	
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約	○	
役員報酬に関する事項	○	
その他、法人の業務に関する重要事項	○	

別表2 (細則第4条第2項関係)

理事長(施設長)専決事項一覧

「一般・人事に関する事案」

事案	理事長 専決事項	施設長 専決事項
1 法人業務の基本に関する事	○	
2 理事会の招集及び議案の提出に関する事	○	
3 規程、規則等の制定・改廃に関する事	○	
4 予算の編成及び決算の調整に関する事	○	
5 予算の流用・予備費の支出	○	
6 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○	
7 公示、公告に関する事	○	
8 寄付の募集事務及び受領に関する事	○	
9 訴訟に関する事	○	
10 債権の免除・効力の変更に関する事。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く	○	
11 法人の組織及び権限に関する事	○	
12 苦情対応規程に基づく第三者委員の選任		○
13 職員の任免に関する事		○
14 職員の配置に関する事		○
15 有期契約職員の採用に関する事		○
16 職員の休暇・欠勤・職務免除に関する事		○
17 時間外勤務命令及び旅行命令に関する事		○
18 職員の初任給に関する事		○
19 職員の昇給・昇格基準に関する事		○
20 職員の昇給・昇格決定に関する事		○
21 休職、復職、退職、育児、介護休業に関する事		○
22 職員の表彰、制裁、解雇に関する事		○
23 職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○
24 職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事		○
25 職員健康診断の実施に関する事		○
26 被服貸与等に関する事		○
27 利用者の日常の処遇に関する事		○
28 施設設備の保守管理・物品の修理等に関する事		○
29 薬品、給食材料の処分にに関する事		○
30 官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	○	○
31 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○
32 職員の研修に関する事		○
33 諸証明に関する事		○
34 金融機関を指定する事	○	○

専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

「法人収入に関する事案」

事 案	理事長 専決事項	施設長 専決事項
運営費等の収入に関する事	○	○
過誤納金の充当又は還付に関する事		○
繰越金及び繰入金の収入に関する事		○
受贈の承認・寄付に関する事		○
その他の収入に関する事	○	(○)

法人運営に重大な影響があるものを除く。

「法人支出に関する事案」

事 案	理事長 専決事項 300万以下	施設長 専決事項 200万以下
固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事	○	○
請負契約又は委託契約に関する事	○	○
報酬、給与、旅費、日用品等定期的支出に関する事	○	○
緊急を要する物品の購入	○	○

別表3 (細則第4条第3項関係)
規程、規則の議決分掌表

	理事会での 議決規程	理事長の 専決規程
定款細則	○	
経理規定	○	
役員報酬及び旅費規程	○	
法人組織規程	○	
施設運営規程	○	
契約書	○	
就業規則(正規、有期)	○	
給与規程、旅費規程	○	
育児・介護休業規則	○	
公印取扱規程	○	
監事監査規程	○	